

介護予防支援の指定対象の拡大に伴う取扱い方針

概要

介護保険法第 115 条の 22 の改正により指定介護予防支援事業者の範囲が拡大されました。これまで、地域包括支援センター設置者のみが介護予防支援の提供が可能となっておりましたが、令和 6 年 4 月 1 日より指定居宅介護支援事業者も指定を受けた場合は、介護予防支援の提供が可能となります。

《スケジュール》

令和 6 年 2 月～ 3 月	●居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定申請受付開始
令和 6 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ●改正介護保険法の施行 ●居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供開始 (注意点) <ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約締結は令和 6 年 4 月 1 日以降となります。 ・なお、切れ目のない支援提供の観点から、従来の介護予防支援提供者から利用者に関する情報提供をうける等の準備行為と認められるものについては契約締結前から行うことができます。

複数の指定を受ける事業所に関する簡素化

既に居宅介護支援事業の指定を受けている場合は、新たに介護予防支援の指定に関する新規申請を行う際、既に浦添市に提出している事項に変更がないときは、それらの事項に関する関係書類の提出を省略することができる取扱いをいたします。

ただし、指定審査において市が必要と認める場合、資料の提出を求めることがあります。

指定の有効期間に関する弾力的な運用

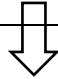
介護保険法の規定により、指定サービス事業者の指定は 6 年ごとに指定更新を受けなければ、その期間の経過により指定の効力を失うこととされています。これは、指定有効期間を規定するもので、指定更新に向けた申請書の提出等を 6 年未満で行うことを妨げるものではありません。

したがって、同一事業所において指定を受けている居宅介護支援と新たに指定申請を行う介護予防支援の指定有効期間について、同一期間とする取扱いを希望される場合は申し出をお願いします。

契約手続きの運用例

これまで、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の提供に関する契約について、浦添市地域包括支援センターにおいては同一の契約書にて行っているところです。今回の法改正により、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所も新たに契約を行う必要があります。

《契約手続きの取扱い例》

契約種別	今後の取扱い	契約の対象
令和6年3月31日までに地域包括支援センターが締結した契約(A)	維持	介護予防ケアマネジメント 介護予防支援
令和6年4月1日以降の介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が締結した契約(B)	新規	 介護予防支援
<p>※居宅介護支援事業者においては、居宅介護支援と介護予防支援を同一の契約書において契約締結することも可能ですが、各支援ごとに必要な事項の規定が必要。 ※上記の契約(A)締結と共に地域包括支援センターは介護予防支援の提供のみを終結するための契約解除を利用者と書面(推奨)にて行う必要。 ※令和6年3月31日までに地域包括支援センターが締結した契約を解除とし、同年4月1日以降に三者にて新たに契約を締結することも可能。</p>		

介護予防支援を提供することができる範囲

居宅介護支援及び介護予防支援の提供を行うことができる範囲に違いがあります。

《支援別の相違点》

種別	指定申請先	支援の提供範囲
居宅介護支援	事業所の所在地市町村長	特に規定なし (介護保険法第79条)
介護予防支援		指定を行う市町村長が行う介護保険の被保険者(介護保険法第115条の22)

【居宅介護支援】

事業所の所在する浦添市で指定を受けた場合でも、市外の被保険者に対して支援の提供が可能。

【介護予防支援】

事業所の所在する浦添市で指定を受けた場合は、浦添市の介護保険における被保険者のみ支援の提供が可能。市外の被保険者に対して支援の提供を行う場合は、その者の介護保険者に対して指定の申請が必要。

問合せ先

浦添市 福祉健康部

いきいき高齢支援課

予防支援係(介護予防ケアマネジメント関連)

介護給付係(介護予防支援関連)

098-876-1291

iksien@city.urasoe.lg.jp